

IV 資料編

1 島根県関係

平成26年度 社会教育課 事務分掌表

平成26年4月1日

社会教育課長 生涯学習振興グループリーダー（総括） 社会教育主事（兼）社会教育グループリーダー 社会教育主事（兼）企画幹（青少年スタッフ）	荒木正秀（内線5910） 島田成毅（内線5427） 山中慎嗣（内線5428） 林和博（内線6524）		
所 掌 事 務			
1 社会教育に関する指導及び助言に関すること 2 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること 3 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援（他課の所掌に属するものを除く）に関すること 4 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体（社会体育諸団体を除く）に関すること 5 青少年の芸術及び文化の振興（他課の所掌に属するものを除く）に関すること 6 公民館、図書館（学校図書館を除く）、その他の社会教育施設（博物館及び博物館に相当する施設を除く）に関すること 7 県立社会教育研修センターに関すること 8 県立図書館に関すること 9 県立青少年社会教育施設に関すること 10 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること			
G	分 掌 事 務	担 当 者	副 担 当 者
生涯学習振興G	1 課内事務の総括及び調整に関すること 2 生涯学習振興グループの総括に関すること 3 職員の人事、服務及び研修に関すること 4 県議会に関すること 5 陳情・要望に関すること 6 各種計画（「総合発展計画（行政評価を含む）」、「教育ビジョン21」「島根の教育」等）に関すること 7 叙勲に関すること 8 文書取扱主任・公印取扱主任に関すること 9 情報化リーダーに関すること 10 島根県高等学校文化連盟に関すること 11 少年自然の家の事務総括及び出納に関すること（兼務） 12 県立図書館に関すること	GL（総括） 島田 成毅 （内線5427）	企画員 足立 京子 企画員 坂本 直美
	1 歳入・歳出予算の編成及び執行に関すること 2 国庫金の事務に関すること 3 県立少年自然の家の施設等に関すること 4 県立社会教育施設維持修繕費の予算調整に関すること 5 職員の福利・厚生に関すること 6 公務災害に関すること 7 物品の出納・保管に関すること 8 エコリーダーに関すること 9 内部管理事務改革に関すること 10 災害連絡に関すること 11 その他庶務一般に関すること 12 少年自然の家の庶務に関すること（兼務）	企画員 足立 京子 （内線5427）	企画員 坂本 直美

生涯学習振興G	<ul style="list-style-type: none"> 1 県立生涯学習推進施設及び青少年社会教育施設、県立図書館等の条例・規則の改廃に関する事 2 県立青少年の家の施設等に関する事 3 指定管理者制度に関する事 4 広聴・広報に関する事 5 各種表彰に関する事 6 全国大会出場校知事激励に関する事 7 情報公開及び個人情報保護に関する事 8 「社会教育の方針と事業」の編集に関する事 9 県立図書館事業の支援及び調整（予算を含む）に関する事 10 後援・共催に関する事 11 少年自然の家の予算及び執行に関する事（兼務） 	企画員 坂本 直美 (内線 6485)	企画員 足立 京子
	<ul style="list-style-type: none"> 1 島根県高等学校文化連盟との連絡・調整に関する事 2 学校文化部活動外部指導者派遣事業に関する事 3 島根県児童生徒学芸顕彰及び島根県青少年芸術文化表彰に関する事 4 島根県高等学校文化祭共催事業に関する事 5 全国高等学校総合文化祭への参加促進に関する事 6 放送大学島根学習センターとの連絡調整に関する事 7 文書の収受・発送・保管に関する事 	嘱託 高木 優子 (内線 6875)	GL 島田 成毅 企画員 足立 京子 企画員 坂本 直美
社会教育G	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育グループの総括に関する事 2 社会教育事業の総括及び調整に関する事 3 派遣社会教育主事に関する事（総括） 4 社会教育施設との調整に関する事 5 社会教育主事資格の認定に関する事 6 社会教育主事資格取得講習に関する事 7 市町村の社会教育事業の助言に関する事 	社会教育主事 (兼)社会教育GL 山中 慎嗣 (内線 5428)	
	<ul style="list-style-type: none"> 1 島根県社会教育委員の会に関する事 2 島根県社会教育委員連絡協議会に関する事 3 社会教育主事等の研修に関する事 4 派遣社会教育主事に関する事（補助） 5 教育事務所社会教育スタッフとの連携に関する事 6 市町村社会教育・生涯学習主管課長及び担当者等の会議に関する事 7 社会教育研修センターに関する事 8 全国及び中四国主管課長会議に関する事 9 社会教育における島根大学との連携に関する事 10 社会教育主事講習（島根大学）に関する事 	社会教育主事 (兼)地域教育SL 山本 芳正 (内線 5429)	社会教育主事 池田 哲也
	<ul style="list-style-type: none"> 1 中四国公民館研究集会に関する事 2 実証！地域力醸成プログラム（醸成塾）に関する事 3 公民館の設置管理に係る指導に関する事 4 教職員研修計画に関する事 5 PTA団体の研修・指導・表彰に関する事 6 島根県PTA連合会合同連絡協議会に関する事 7 社会教育調査に関する事 	社会教育主事 池田 哲也 (内線 5429)	社会教育主事 水浦 千晃
	<ul style="list-style-type: none"> 1 島根県公民館連絡協議会に関する事 2 公民館実態調査に関する事 3 実証！地域力醸成プログラム（訪問研修）に関する事 	社会教育主事 水浦 千晃 (内線 5429)	社会教育主事 (兼)地域教育SL 山本 芳正

社会教育 G	4 実証！地域力醸成プログラム（若者の地域参画）に関すること 5 成人教育・高齢者教育に関すること 6 社会教育活性化支援プログラムの総括に関すること		
	1 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（土曜学習）に関すること 2 子ども読書活動の推進に関すること 3 国立・県立青少年教育施設に関すること 4 社会教育活性化支援プログラム（絵本でつながる親子の絆、地域の絆事業、心に悩みを抱える青少年の体験活動推進事業）に関すること 5 青少年のボランティア活動・体験活動の推進に関すること 6 青少年教育に関すること 7 子どもゆめ基金に関すること	社会教育主事 （兼）家庭教育SL 浜崎 順子 （内線 5428）	社会教育主事 大森 伸一
	1 「ふるさと教育」に関すること 2 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（学校支援・放課後支援・家庭教育支援）に関すること 3 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（補助金）に関すること 4 社会教育活性化支援プログラム（新親学プログラムの開発と地域人材育成事業）に関すること 5 しまねのふるまい推進プロジェクト事業（親学プログラム・公民館ふるまい推進事業）に関すること 6 優れた地域による学校支援活動表彰に関すること	社会教育主事 大森 伸一 （内線 5428）	主 事 船木みゆき
	1 優良少年団体表彰に関すること 2 青少年団体の指導及び指導者養成に関すること 3 芸術等鑑賞機会の提供に関すること 4 次代を担う子どもの文化芸術体験事業（文化庁）に関すること 5 地域と中学校の文化活動支援事業に関すること 6 学校活動モデル事業交付金に関すること 7 社会教育主事講習派遣教員活動交付金に関すること 8 女性教育、男女共同参画及び女性団体の育成・指導に関すること	主 事 船木 みゆき （内線 6876）	社会教育主事 （兼）家庭教育SL 浜崎 順子
	1 ふるさと教育推進事業の補助業務に関すること 2 県公民館連絡協議会事業の補助業務に関すること 3 その他課内業務の補助に関すること	臨時職員	社会教育主事 大森 伸一 社会教育主事 水浦 千晃
	1 青少年行政の連絡調整に関すること	社会教育主事（兼）企画幹 （併任 青少年家庭課） 林 和博 （内線 6524）	
青少年 S			

社会教育主事派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条第2項第8号に基づき、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

(職務)

第3条 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

- (1) 家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業の推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した地域社会における人づくり、地域づくりの推進

(派遣)

第4条 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

(派遣の要件)

第5条 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。
 - (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が1の市町村教育委員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

(任命)

第6条 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

(身分)

第7条 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

(派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

第9条 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

第10条 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規定と派遣先市町村教育委員会の規定との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 派遣社会教育主事の方限及び懲戒については、県教育委員会の規定に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

第12条 派遣社会教育主事の給与（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。）及び退職手当は、県教育委員会の規定に基づき、県が支給する。

2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

第13条 この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める定率を乗じて得た金額とする。なお、円未満の端数は切り捨てる。

3 前項の定率は、市にあっては2分の1、町村にあっては4分の1とする。

4 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。

5 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を1.2で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事とが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

(市町村教育長の報告等)

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成25年度以降の派遣に関し適用する。
- 4 この要綱は、平成26年3月18日から施行し、平成26年度以降の派遣に関し適用する。

ふるさと教育推進事業基本方針

島根県教育委員会

1 背景

子どもたちの自然体験や社会体験の不足、善悪の判断や規範意識の低下などの課題が指摘される中であって、学校においては問題行動やいじめの深刻化、家庭や地域においてはその教育力の低下などが懸念されている。

こうした課題を解決するため、学校と地域が一体となり、体系的なふるさと教育を推進する必要がある。学校においては、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童生徒の育成が必要である。地域においては、大人たちが積極的に学校教育を支援しながら、教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化を図る必要がある。このように、学校と家庭・地域が一体となって児童生徒の「生きる力」を養い、心豊かでたくましい、明日の島根を担う子どもの育成を図ることとする。

2 ふるさと教育の理念

ふるさと教育とは、自然・歴史・文化等の郷土学習によってふるさとに対する認識を高めるだけでなく、地域の人々とのふれあいや地域に出かけて行う自然体験、社会体験、生産体験、職場体験等を通じて、ふるさとへの愛着と誇りを養うとともに、コミュニケーション力や地域社会の一員としての自覚を身につけた心豊かな人間性・社会性を持つ子どもを育もうとするものである。また、ふるさとの今を知り、地域課題に正対することで、ふるさとの将来に自分が果たすべき役割に対する使命感を醸成しようとするものである。さらに、ふるさと教育は、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を通じて、美しいものや気高いもの、生命の神秘などに感動する心や、他人をやさしく思いやり、卑怯を恥じる心を養うとともに、学ぶ喜びや達成感を味わいながら学習意欲を高めていくものでもある。

人格形成の最も多感な時期においてのこうした教育が、知徳体の調和的発達をもとに、社会や人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力の確実な習得につながるとの認識に立ち、島根県内の全ての公立小中学校・全学年・全学級において、ふるさと教育を推進する。

3 ふるさと教育がめざすもの

(1) 学ぶ楽しさ

子どもたちが、学ぶ喜びや充実感を味わうことにより、学習意欲や追究意欲を高める。

(2) 豊かな人間性や社会性

子どもたちが、学びを通して、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、美しいもの、気高いものに感動する心など、豊かな人間性や社会性を培う。

(3) ふるさとへの愛着と誇り

子どもたちが、ふるさとを愛し、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を培う。

4 具体的な取組

(1) 市町村教育委員会での取組

- ① ふるさと教育の理念等を踏まえ、学校と地域が一体となってふるさと教育を推進していくため、市町村としての目標を明確にするとともに、小中の連携、地域の人材育成、仕組みづくり、公民館等と学校が連携して行う事業等を具体化した「ふるさと教育推進計画」を策定する。
- ② 「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の中で、他事業との有機的な連携を図り、ふるさと教育が継続的に実施され、それぞれの事業が最大の効果が発揮できるよう、事業構成の見直し、体制の整備を行う。
- ③ 地域の人材バンク機能を担う公民館等との連動性を高めるため、「ふるさと教育推進計画」をもとに、公民館等と連携して、中学校区の支援体制のネットワーク化や、地域の新たな学校支援ボランティア等の発掘・養成を行い、学校の支援体制の向上に努める。また、謝金に頼らない学校と地域との関係づくりを推進する。

(2) 学校での取組

- ① ふるさと教育で培った「学ぶ楽しさ」「豊かな人間性や社会性」「ふるさとへの愛着と誇り」が、教育活動の基本であるという視点をもって取り組む。また、全ての教育活動において取り組んでいく視点を持つ。
- ② 市町村が作成する「ふるさと教育推進計画」をもとに、学校は、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を教育課程に位置づけ（年間35時間以上）、中学校区の「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育一覧表」を作成し、小中9年間を通して、家庭、地域と連携した教育活動を行う。

(3) 期待する効果

家庭や地域の学校教育に対する理解・協力、地域に開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを推進することにより、児童生徒、教職員の地域に対する理解と愛着・誇り、地域の学校教育に対する理解が深まる。ひいては、こうした取組が、更に児童生徒の学力向上や教職員の資質向上につながっていくことが期待できる。また、家庭や地域の大人が子どもにかかわることで、地域の教育力の向上や地域力の醸成を図ることが期待できる。

5 県の支援

- (1) 市町村教育委員会の「ふるさと教育推進計画」に基づく事業に対して、交付金により助成する。
- (2) 県教育指導課、社会教育課において、市町村におけるふるさと教育推進体制構築のための支援を行う。
- (3) ふるさと教育の推進と定着を図るための教員研修を開催する。
- (4) 各市町村教育委員会や各学校の計画や取組等に対して、各教育事務所の指導主事や派遣指導主事が指導・助言する。また、各教育事務所の社会教育主事や派遣社会教育主事が支援・助言する。

ふるさと教育推進事業実施要綱

1 目的

子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進したりするなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進することが必要である。

そのため、ふるさと教育の趣旨に則り、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童生徒の育成を進める。また、家庭・地域における教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化等を推進していく。

このことにより、児童生徒の〔生きる力〕を養い、心豊かでたくましく、明日の島根を担う子どもの育成につなげる。

2 事業内容

(1) 県は次に掲げる事業を行う。

- ① 市町村教育委員会へふるさと教育推進事業基本方針を提示し、ふるさと教育推進体制構築のための支援を行う。
- ② 市町村教育委員会へ県の機関・施設のもつ人材、情報、学習の機会の提供をする。
- ③ ふるさと教育の推進を図るための教員研修を行うほか、市町村でふるさと教育を推進する指導者、ボランティア等の資質・能力等を更に高めるための研修会等を開催する。
- ④ ふるさと教育の推進のため市町村教育委員会へ指導・助言する。又事業評価を行い、事業の深化に努める。
- ⑤ 学校と企業等が連携して教育活動を実施するための情報を提供する。

(2) 市町村は次に掲げる事業を行う。

- ① 「ふるさと教育ネットワーク会議」を、既存の会議等の活用も図りながら、開催する。
- ② 市町村における事業を管轄内の各小中学校へ周知し、中学校区の「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育一覧表」の作成、小中9年間を見通した各学校の取組に対して指導・助言を行う。
- ③ 中学校区の「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育一覧表」を作成するために「中学校区ふるさと教育推進連絡会議」を、既存の会議等の活用も図りながら開催する。
- ④ 市町村における事業の推進を図るための、地域の特色を知り、課題について考える教職員を対象とした研修を開催する。
- ⑤ 中学校区で地域の教育資源の情報を共有し、学校支援担当者同士のつながりを深めるための連絡会を開催したり、学校支援ボランティアや指導者の発掘・育成を図るための研修会等を開催したりすることで学校支援体制の充実を図る。
- ⑥ ふるさと教育を発展・補完・深化させるため、公民館等を中心にした生涯学習・社会教育事業を実施する。また、学校においては、放課後や土日等において、これらの事業の利用を図り、ふるさと教育の充実を図る。
例 親子ふるさと共同体験活動、奉仕活動・ボランティア活動・職場体験活動、通学合宿、長期自然体験活動、ふるさと探訪自然体験活動等
- ⑦ 「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の中で、他の事業との有機的な連携を図るとともに、謝金に頼らない学校と地域との関係づくりを推進する。
- ⑧ ホームページや広報誌をとおして、ふるさと教育について情報を発信する。

(3) 学校は次に掲げる事業を行う。

- ① 次の各号に留意のうえ、教育課程の中に位置つけたふるさと教育を各学年で年間 35 時間以上実施する。
 - ア 地域にある教育資源〔ひと・もの・こと〕と関わった学習内容を、各教科や総合的な学習の時間等で検討・整理すること。
 - イ 学年毎に、各教科や総合的な学習の時間等の関連を図りながら、ふるさと教育の年間指導計画を策定すること。その際、学校種間及び学年間の内容の系統性を考慮すること。
 - ウ 地域の人材等の活用を図ること。
- ② ふるさと教育の計画、実施状況について、校報やホームページ等を利用し、保護者を含め地域に対して幅広く情報発信に努める。

3 事業計画の提出

市町村は、「ふるさと教育推進計画」（様式 1）を策定し、「ふるさと教育推進計画」を踏まえて作成された各学校の「ふるさと教育実施計画」（様式 3）をとりまとめて、県教育委員会に提出するものとする。

4 事業に要する経費の交付

県教育委員会は、市町村と市町村立学校が実施するふるさと教育に係る経費を「ふるさと教育推進事業交付金交付要綱」に定めるところにより交付する。

5 事業実績報告

市町村は、事業終了後に、市町村の「ふるさと教育推進事業実施報告書」（様式 2）と各学校の「ふるさと教育推進事業実施報告書」（様式 4）を事業を完了した日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、県教育委員会に提出するものとする。

6 その他

- (1) 県教育委員会は、必要に応じて事業の実施状況及び経理の処理状況について実態調査を行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑な実施のために必要なものは別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

ふるさと教育推進事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 島根県におけるふるさと教育を推進するため、市町村教育委員会で実践する諸活動が円滑に行われるよう、ふるさと教育推進事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の定めるところにより交付することとし、交付については補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金の対象)

第2条 この要綱において、交付金の算定に当たって対象とする経費は、ふるさと教育推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）2（2）及び（3）に規定する事業であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1)市町村教育委員会における事業費
- (2)学校における事業費

(交付金の対象経費の算出基礎等)

第3条 交付金の対象経費の算出基礎等については、次のとおりとする。

	市町村教育委員会における事業費		
	市町村の事業推進に係る経費	中学校区支援体制整備に係る経費	学校における事業費
算出基礎	100千円	中学校区×@50千円	各小学校・中学校×@70千円
使途内訳	①各市町村における推進計画策定に要する経費 ②中学校区ふるさと教育連絡会議の開催に要する経費 ③教職員研修に要する経費	①中学校区の学校支援体制づくりに要する経費 ②ふるさと教育に係る生涯学習・社会教育事業に要する経費	①各学校における活動に要する経費 （需用費・旅費・役務費・使用料及び賃借料等。ただし、飲食物費及び活動に参加する児童・生徒の材料費等実費は除く。） ②学校支援ボランティア謝金

- 2 市町村の事業推進に係る経費と中学校区支援体制整備に係る経費の流用は2割以内とする。
- 3 市町村教育委員会と学校との事業費の流用はできない。
- 4 学校における事業費の謝金は、その概ね3割を上限とする。
- 5 当該年度内であって交付決定の日以前に実施した事業に要する経費についても交付金の対象経費に算入することができる。

(交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は市町村とする。

(交付申請)

第5条 市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に収支予算書（別紙様式1-1、1-2、1-3）を添えて、島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める日までに提出しなければならない。

(概算払)

第6条 教育長が、必要と認めるときは、市町村の請求に基づき概算払いができるものとする。

2 市町村は、概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書(様式第2号)を教育長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第7条 市町村は、事業の内容を変更(ただし、交付金の額に影響を及ぼさないなど軽微な変更は除く)するときは、あらかじめ変更交付申請書(様式第3号)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 市町村は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は、当該年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)に収支決算書(別紙様式1-1、1-2、1-3)を添えて、教育長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度交付分から適用する。
2 平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は「4月末日」とする。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年度交付分から適用する。
2 第3条第2項の改正に係る平成17年9月又は10月に合併する市町村の平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は合併前の事業計画については「5月末日」、合併後の事業計画については「10月末日」とする。

附 則

1 この要綱は、平成18年3月7日から施行し、平成18年度交付分から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月13日から施行し、平成20年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行し、平成21年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月11日から施行し、平成23年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月16日から施行し、平成24年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月19日から施行し、平成24年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月21日から施行し、平成25年度交付分から適用する。

附則

この要綱は、平成26年3月11日から施行し、平成26年度交付分から適用する。

島根県社会教育委員名簿

任期:平成24年6月24日～平成26年6月23日

(平成24年6月24日改選)

(平成25年7月5日 一部改選)

No.	氏名	ふりがな	地域	役職
1	安部 隆	あべ たかし	奥出雲	奥出雲町教育委員会教育長
2	有馬 毅一郎	ありま きいちろう	松江	しまね国際センター理事長
3	大岩 睦子	おおいわ むつこ	松江	松江市教育委員会メディア対策推進員
4	栗栖 真理	くりす まり	浜田	浜田のまちの縁側代表
5	小林 洋子	こばやし ようこ	大田	島根県連合婦人会長
6	坂本 和子	さかもと かずこ	松江	NPO法人しまね子どもセンター理事長
7	神 英雄	じん ひでお	浜田	浜田市世界こども美術館学芸課長
8	杉原 充知恵	すぎはら みちえ	松江	島根県国公立幼稚園長会長(古志原幼稚園長)
9	高尾 雅裕	たかお まさひろ	松江	山陰中央新報社論説委員会副委員長
10	津森 良治	つもり りょうじ	松江	島根県PTA連合会長
11	長岡 誠	ながおか まこと	松江	島根県公民館連絡協議会長
12	仲野 寛	なかの ひろし	松江	島根大学生涯教育推進センター教授
13	平川 眞代	ひらかわ まさよ	松江	公募委員
14	平野 謙治	ひらの けんじ	出雲	島根県中学校長会副会長(斐川東中学校長)
15	藤原 恵子	ふじはら けいこ	松江	島根県小学校長会代表(大野小学校長)
16	藤原 廣子	ふじはら ひろこ	出雲	ブックランド古志代表
17	舟木 健	ふなき たけし	松江	島根県公立高等学校長協会理事(松江工業高校長)
18	前島 泰	まえじま やすし	松江	島根県社会教育委員連絡協議会副会長
19	吉谷 進	よしたに すすむ	西ノ島	西ノ島町教育委員会教育長
20	若菜 洋子	わかな ようこ	浜田	NPO法人らんぐ・ざーむ専務理事

(敬称略・50音順)

社会教育関係各種表彰一覧

[平成25年度]

表彰者	表 彰 名	被 表 彰 者
文部科学大臣	優良PTA文部科学大臣表彰	出雲市立今市幼稚園愛育会 松江市立古江幼稚園PTA 島根県立石見養護学校PTA
	PTA活動振興功労者表彰	川神 裕司(島根県PTA連合会 元会長) 本山 禎彦(島根県高等学校PTA連合会 元会長)
	優れた「地域による学校支援活動」文部科学大臣表彰	島田交流センターを中心とした地域の活性化を目指した仲間づくりと人づくり(安来市) 真砂地区教育協働化推進本部(益田市) 有木小学校への学校支援活動(隠岐の島町)
	子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(者)文部科学大臣表彰	海士町立中央図書館(海士町) 読書ボランティアグループ ルピナス(川本町)
	優良公民館表彰	浜田市立周布公民館 邑南町日貫公民館
	社会教育功労者表彰	該当なし
島根県知事	島根県各種功労者表彰	芝尾 金男(大田市) 三島 汎(松江市) 渡部 和夫(出雲市)
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰	持田 和枝(出雲市) 飯塚たか子(出雲市)
	優れた教育活動表彰(学校)	該当なし
県教育長	優良公民館表彰	浜田市立安城公民館 江津市立市山公民館 江津市立谷住郷公民館 邑南町中野公民館 邑南町矢上公民館 益田市北仙道公民館
	公民館職員表彰	門垣 和子(松江市法吉公民館 主任) 石橋 貞則(出雲市朝山コミュニティセンター センター長) 大國 幸雄(出雲市長浜コミュニティセンター センター長) 蒲生 千登(出雲市日御碕コミュニティセンター センター長) 赤名 京子(奥出雲町立亀高公民館 主事) 福田 展子(奥出雲町立阿井公民館 主事) 伊藤志津江(飯南町志々公民館 主事) 門脇 順子(飯南町谷公民館 主事) 牧 克幸(浜田市立都川公民館 主事) 山根 澄子(大田市湯里まちづくりセンター 主事) 山根 智子(大田市井田まちづくりセンター 主事) 佐々木 要(江津市立跡市公民館 館長) 三上 進(邑南町阿須那公民館 館長) 濱 あゆみ(邑南町日和公民館 事務員) 中島 教祐(益田市高津公民館 館長)
	優良少年団体表彰	たまゆメンバーズくらぶ(松江市) 安来節こども教室「すずめの学校」(安来市) 姫原子供神楽(出雲市) 石見神楽周布青少年保存会(浜田市) 都賀西子ども神楽(美郷町)

(社)全国公民館 連合会	公民館優良職員表彰	藤原 敦子 (松江市公民館地域活動コーディネーター)
	公民館功労者表彰	福岡 敬明 (島根県公民館連絡協議会 前会長)
	公民館永年勤続職員表彰	福田 郁子 (松江市城西公民館 主事) 佐伯 律子 (安来市山佐交流センター 主事) 祖田 明子 (安来市比田交流センター 主事) 木野 明子 (出雲市平田コミュニティセンター マネージャー) 吉田 浩美 (出雲市朝山コミュニティセンター マネージャー) 三原真知子 (出雲市大社コミュニティセンター マネージャー) 和田 広美 (出雲市鰐淵コミュニティセンター チーフマネージャー) 蒲生 千登 (出雲市日御碕コミュニティセンター センター長) 立花 陽子 (出雲市日御碕コミュニティセンター チーフマネージャー) 田中 裕 (江津市立郷田公民館島の星分館 分館長)
山陰中央新報社	地域開発賞 (教育賞)	該当なし
(社)全国社会教育委員連合会長	全国社会教育委員連合表彰	日高 姫子 (松江市)
県社会教育委員 連絡協議会長	社会教育委員表彰	安達 伸次 (松江市) 野々村征司 (安来市) 三木 弘道 (雲南市) 永井 康隆 (飯南町) 栗栖 真理 (浜田市) 寺戸 倉雄 (益田市)